



別添 1

東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局青森運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。



東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

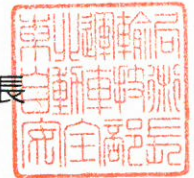
1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。



東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局宮城運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。



東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。



東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局山形運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。



東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局福島運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。

別紙1
(事業者用)

バスの車体腐食等に係る点検表

登録番号	点検等実施年月日	点検項目	フレーム等		アクスル廻り		ステアリング 関係	その他 ()
	実施場所		各プラケット	クロスメンバー	サスペンション等	ロッド類		
〇〇200 か・〇〇〇	平成 28 年 1 月 10 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況	レ	〇	〇	レ	〇	
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							
	平成 年 月 日	外観の錆状況、腐食・穴あき、 亀裂、欠損、防錆材の状況						
	自社・ディーラー・整備工場・ほか							

※ 点検済み良好「〇」、腐食等有り措置済み「レ」、点検未実施・腐食等未措置「×」を記入

事業用自動車（バス）の緊急点検結果報告書

事業者名	
------	--

項 目	点 検 結 果 等	
車両数	(台)	
点検車両数	実施 (台)	未実施 (台) 理由：
腐食の有無	腐食無し (台)	腐食有り (台)
腐食有り車両に対する 整備・防錆措置状況	整備・防錆措置済み (台)	整備・防錆未措置 (台) 理由：

() 運輸支局

事業用バスの緊急点検に係る集計表

【点検実施事業者】

No.	事業者名	車両台数	点検台数	腐食台数	措置台数
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					
6.					
7.					
8.					
9.					
10.					

※ 措置台数とは腐食車両に対する整備・防錆措置済みの台数

【車両台数と点検台数が相違するもの】

No.	相違の理由（点検未実施台数、理由等）

【腐食車両に対する整備・防錆未措置がある場合】

No.	未措置台数、理由等